

さいたま市避難所運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「さいたま市地域防災計画」に基づき、自助・共助・公助の役割分担と連携による災害に強いまちづくりを目指し、市民と行政が一体となった防災体制の構築に努めるものとする。

(設置)

第2条 大規模な災害が発生した場合に備え、事前に避難所における役割分担や施設の利用方法を定めるとともに、災害時にあっては避難所運営を円滑に行うため、本市の指定する避難所ごとに地域住民と施設管理者及び避難所担当職員等からなる避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(構成)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 避難を予定する地域住民
- (2) 施設管理者
- (3) 避難所担当職員

2 前項の規定にかかわらず、避難所に関する地域活動団体の参加を運営委員会で承認することができる。

(地域住民の責務)

第4条 避難を予定する地域住民は、自治会長など地域のリーダーを中心に、平常時から避難所生活における役割分担や避難所となる施設の利用方法などを定め、災害時においては避難所のルールを守り、お互いに助け合いながら自主的な運営により、安心・安全な避難所の確保と住民の混乱解消に努める。

(施設管理者の責務)

第5条 施設管理者は、運営委員会に協力するとともに、避難所として使用する場合には施設の維持管理及び避難所運営の支援に努める。

(避難所担当職員の責務)

第6条 避難所担当職員は、運営委員会を補助するとともに、災害時には避難所を開設し、避難人員、避難状況の把握及び災害対策本部との連絡調整など避難所運営を推進する。

(活動)

第7条 運営委員会は、災害時における避難所の円滑な運営と平常時における地域住民への啓発等を図るため、次の事項について協議し活動する。

- (1) 運営委員会の運営に関すること。
- (2) 避難所のマニュアル作成に関すること。
- (3) 避難所に必要な資機材、備蓄品の維持管理に関すること。
- (4) 避難誘導体制の確立に関すること。
- (5) 情報、連絡体制の確立に関すること。
- (6) 地域の連絡体制の確立に関すること。
- (7) 訓練の実施に関すること。
- (8) その他運営委員会の目的達成に必要な活動に関すること。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。